

利用料金のご案内（介護保険 指定介護予防訪問看護）

●基本費用

※ 単価は1単位11.05円の場合

看護師の訪問	単位数	単価（円）	1割（円）	2割（円）	3割（円）
20分未満	303単位	3348円	334円	669円	1004円
30分未満	451単位	4983円	498円	996円	1494円
30分以上1時間未満	794 単位	8773円	877円	1754円	2631円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	12044円	1204円	2408円	3613円
※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）は25％加算 深夜（午後10時から午前6時）は50％加算					
※ 准看護師の訪問の場合は×90％					

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問

1回20分 1日2回まで	284単位	3138円	313円	627円	941円
1日2回を超える場合	142単位	1569円	156円	313円	470円
※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）は25％加算 深夜（午後10時から午前6時）は50％加算					
※前年度の 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合－8単位減算					
※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は 介護予防訪問看護費から15単位減算する。なお、入院による中断があり、かつ医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。					

●加算

予防緊急時訪問看護加算Ⅰ（1月につき1回）※1	600単位	6630円	663円	1326円	1989円
予防緊急時訪問看護加算Ⅱ（1月につき1回）6月まで※1	574単位	6342円	635円	1269円	1903円
予防特別管理加算（1月につき1回）※2	I	500単位	5525円	552円	1105円
	II	250単位	2762円	276円	552円
ターミナルケア加算（死亡時に1回）※3	2,500単位	27625円	2762円	5525円	8287円
遠隔死亡診断補助加算※4	150単位	1657円	165円	331円	497円
長時間（1時間30分以上）訪問看護加算※5	300単位	3315円	331円	663円	994円
複数名訪問加算Ⅰ（1回につき）※2名の看護師等が同時に訪問を行う場合	30分未満	254 単位	2806円	280円	561円
	30分以上	402 単位	4442円	444円	888円
複数名訪問加算Ⅱ（1回につき）※看護師と看護補助者が同時に訪問を行う場合	30分未満	201 単位	2221円	222円	444円
	30分以上	317 単位	3502円	350円	700円
初回加算 退院退所日に訪問	350単位	3867円	386円	773円	1160円
※6(開始時に1回または過去2か月間訪問看護の利用がなかった場合) 退院退所の翌日以降に訪問	300 単位	3315円	331円	663円	994円
退院時共同指導加算（1回につき）※7	600 単位	6630円	663円	1326円	1989円

看護・介護職員連携強化加算（1月につき）※8	250 単位	2762円	276円	552円	828円
専門管理加算 （1月につき1回） 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理	250 単位	2762円	276円	552円	828円
	250 単位	2762円	276円	552円	828円
口腔連携強化加算（1月に1回を限度）※ 9	50単位	552円	55円	110円	165円
中山間地域等における小規模事業所加算 ※ 10	所定単位の 1 0 %				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ※11	所定単位の 5 %				
介護職員等処遇改善加算	月額合計単位数の1.8%				

● 保険外適用のサービス（自費、税抜き）

エンゼルケア	16,000円（税込み17600円）
--------	--------------------

● その他の料金

主治医が発行する訪問看護指示書の発行料金がかかります。主治医の医療機関より請求があります。

訪問看護指示書（1か月～6か月毎に発行。指示書の有効期間、発行頻度に関しては主治医が決定）

特別訪問看護指示書（主治医が頻回訪問が必要と認めた場合に発行 月1回14日間

次の場合は月2回交付が可能。気管カニューレ挿入中、真皮に至る褥瘡）

訪問点滴注射指示書（週3日以上点滴の必要性がある場合に主治医が発行。7日毎に発行が必要）

具体的な料金に関しまして、ご質問がありましたら主治医へご確認ください。

※ 1 緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあってかつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 2 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理
若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※3 ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※4 情報機器を活用し死亡診断時に研修を受けた看護師が医師の補助を行った場合加算されます。

※5 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※6 初回加算は新規に訪問看護の利用を開始、または2月間訪問看護の利用がなかった利用者に対し、訪問看護計画を作成、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※7 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。
また初回加算を算定する場合は算定しません。

※8 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※9 歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をした場合加算されます。

※10 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

※11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。
また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、
介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。